

株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年4月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社シーテックに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：三重県津市、亀山市及び伊賀市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大120,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月29日
環境大臣意見受理	平成29年 9月 8日
経済産業大臣意見発出	平成29年 9月21日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年10月16日
住民意見の概要等受理	平成29年12月13日
三重県知事意見受理	平成30年 3月13日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月11日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

対象事業実施区域の周辺には、本事業者の既設風力発電所が存在していることから、動物、植物及び生態系の予測・評価にあたっては、当該風力発電所の事後調査結果等に関する情報を十分に参考とした上で、必要に応じ、動物及び植物の調査地点を適切に見直すこと。

(三重県知事からの意見書の写しを添付)